



感染症に係る対応について

法定伝染病はもちろんのこと、学校保健安全法施行規則によって下記の一覧表に記載された病気にかかった場合は、ある程度の期間、登園を控えてください。出席停止の措置は本人の保養の為だけでなく、感染を拡大させない為に必要な措置です。予防接種により、重症化を防ぐ事も出来ます。

★登園してはいけない病気（出席停止）（登園許可証が必要な病気）

病名	主な症状	潜伏期間	出席停止期間 (登園のめやす)
インフルエンザ	突然の高熱 筋肉・関節の痛み	1~2日	発症後5日を経過し、かつ解熱後3日間
新型コロナウイルス	発熱、喉の痛み、倦怠感	不明	発症後5日を経過し、かつ症状軽快後1日間
麻疹 (はしか)	高熱 紅色の2~3mmの丸い発疹 頬裏に白色の斑点が多数	約10日	解熱後3日経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふく)	耳下腺部が腫れる。 痛みはあるが赤くならない	2~3週間	腫れが出た後5日経過し、かつ全身状態が良好になるまで
咽頭結膜熱 (プール熱、アデノウイルス感染症)	突然の高熱・のどの痛み 頭痛、吐き気などを伴うこともある	5~7日	症状が消えた後2日経過するまで
百日咳	コンコンと咳き込んだ後、ヒューという笛のような咳が続く	1~2週間	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
風疹 (三日ばしか)	桃紅色の小班状丘疹 熱はあまり高くない	14~21日	発疹が消失するまで
水痘 (水疱瘡)	水泡化する発疹 最初は赤く小さな丘疹	2~3週間	発疹がかさぶたになるまで
溶連菌感染症	発熱、咽頭痛、舌にびつびつ(イチゴ舌)が表出する	2~5日	熱が下がり、有効な抗生物質を服用していること
流行性角結膜炎 (アデノウイルスによる結膜熱)	結膜の充血、目やに、瞼の急激な腫れ、白目がブヨブヨする	7~10日	1~2週間 主症状が消え医師の許可が出るまで
結核	咳、痰、血痰、胸痛や微熱。	2年以内	医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	高熱。皮膚、寝幕における出血斑が出現した後、頭痛、吐き気や首の後ろが硬くなるなどの髄膜炎症状。	3~4日	医師が感染の恐れがないと認めるまで

★上記の病気はかかりつけ医院を受診後、医師の記入した登園許可証を提出して下さい。
★登園届、登園許可証は園が発行したもので、医療機関で発行するものでも構いません。

★場合によっては登園できない病気（登園届が不必要な病気）

病名	主な症状	潜伏期間	登園のめやす
手足口病	手指、足の裏、唇、口腔内に白い水泡の発疹	3~6日	医師の判断 普段の食事が取れ体調が良い事
伝染性紅斑 (リンゴ病)	夏風邪に似た症状 両頬、四肢に紅斑	1週間	全身状態が良い事。 医師の判断による。
伝染性濃痂疹 (とびひ)	水泡→膿の付いた糜爛→瘡蓋	2~10日	患部を覆って登園 感染の恐れがないと医師が認めたとき
感染性胃腸炎 ・ノロウイルス ・ロタウイルス	下痢、嘔吐、発熱 脱水症状	病原体により異なる	状態が改善されている事。医師の判断による。
RSウイルス 感染症	鼻水、咽頭痛等 2歳までにほとんどの子が感染する	2~8日	重篤な呼吸器症状が消え、全身状態がいいこと
マイコプラズマ 肺炎	咳が長期にわたり続く 肺炎にしては元気なことが多い	2~3週間	症状が消失するまで
ヘルパンギーナ	39度の高熱が2・3日 喉の奥に水膨れ	4~5日	解熱後普段の食事も取れ、体調が良い事

★上記の感染症は、かかりつけ医院を受診後、登園して下さい。
★アタマジラミは必ず園に報告し、適切な処置をとって下さい。

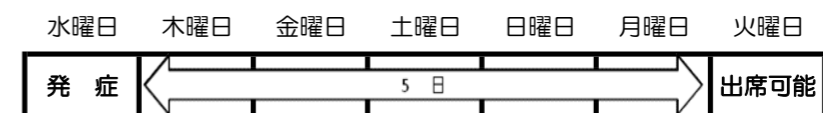
◆出席停止の日数の数え方について

日数の数え方は、その現象が見られた日は算定せず、その翌日を第1日とします。「解熱した後3日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は日数に数えず、火曜(1日)、水曜(2日)、木曜(3日)の3日間を休み、金曜日から登園許可ということになります(図1)。又、インフルエンザにおいて「発症した後5日」の場合の「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日(発熱が始まった日)は含まず、翌日を第1日と数えます(図2)。

※図1「出席停止期間：解熱した後3日を経過するまで」の考え方



*図2「出席停止期間：発症した後5日」の考え方



★インフルエンザと新型コロナウイルス感染症は、保護者が記入する登園届で登園再開できることとなりました。(R6.4.1~)